

西宮市浴場商業協同組合補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮浴場商業協同組合（以下「組合」という。）が行う事業又は管理運営等に要する経費に対して補助金を交付することにより、公衆浴場の適正な運営を確保するとともに保健衛生及び公衆衛生並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。

(組合の義務)

第2条 組合は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）並びにこれに基づく命令及び西宮市公衆浴場法施行条例（平成24年西宮市条例第42号）を遵守し、より一層、公衆浴場の衛生水準の確保に努めることにより、市民の保健衛生及び公衆衛生並びに福祉の増進を図るよう努めなければならない。

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、組合が前条に規定する義務を達成するために要する、事業推進、管理運営にかかる経費及び組合に加盟する組合員が公衆浴場を経営するのに要する経費に対する補助に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 組合は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の5月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は事業概要書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受付、受理したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書により通知する。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた組合が、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付時期)

第7条 市長は、交付を決定された補助金につき、前条の規定による請求があったときは、すみやかに交付するものとする。

(状況報告及び調査等)

第8条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、補助に係る事業等の遂行状況等について、組合に報告を求め、又は関係市職員に実情調査等を行わせることができる。

2 組合は、前項の規定による報告、実情調査等の要求に対しては、誠実に対応し、協力しなければならない。

(実績報告)

第9条 組合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度終了後60日以内に、補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書若しくは精算書又はこれらに準ずる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の精算)

第 10 条 市長は、実績報告の審査の結果、当該実績が第 5 条第 2 項の規定により決定した補助金の額に満たないと認める場合には、補助事業者に対し、補助金の精算を命じなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定の取消)

第 11 条 市長は、組合が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を第 3 条に規定する補助対象以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第 3 条に規定する補助対象に関して、詐欺その他不正を行ったとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に支払われているときは、補助金返還命令書により、すみやかに組合に対し、その返還を命じなければならない。ただし、当該補助金の申請、執行等について適正な理由、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めのないもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 5 月 1 3 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。